

令和6年度 特別教育等のご案内															久留米労働基準協会											
令和6年度 特別教育等一覧表				講習会場	学科、実技：県立久留米高等技術専門学校内人材開発センター(久留米市合川町1786-2)																					
講習会名		日数	受講料区分	受講料	テキスト代	合計	講習予定時間	対象業務等	日程及び講習会場	講習内容	申込に必要な書類	申込方法	受講料支払方法	振込先												
安全衛生教育	雇入れ時等の安全教育	1日間	会 員	8,532	968	9,500	9：00～17：00	労働安全衛生法第59条で、事業者は雇入れ時には従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないと規定されています。	別紙講習日程表をご確認下さい。	・社会人としての心構えと安全の入口ともいふべき基本ルールについて学習する。 ・安全衛生の講習の中で健康の重要性と安全第一の重要性を学ぶ。 ・職場の改善についての手法等の基本的な事を講習する。	1.特別教育申込書 2.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等いずれかのコピー	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	久留米労働基準協会へご振込み下さい。	筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709 久留米労働基準協会												
			非会員	11,032	968	12,000				・安全管理 ・危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 ・安全教育 ・関係法令																
	安全管理者選任時研修	2日間	会 員	10,850	1,650	12,500	9：00～16：30 9：00～13：25	労働安全衛生法第11条で、労働者が50人以上の事業場では安全に係る技術的事項を管理する者を選任しなければならないとされており、その選任したものを「安全管理者」と言います。新しく安全管理者になれる方の研修です。		・作業に関する知識 ・フルハーネスに関する知識 ・労働災害ノ防止に関する知識 ・関係法令 ・フルハーネスの装着方法																
			非会員	13,350	1,650	15,000				・クレーン等に関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・クレーン運転の力学に関する知識 ・関係法令 ・クレーン運転の実技																
特別教育	フルハーネス型墜落制止用具特別教育	1日間	会 員	7,410	990	8,400	9：00～16：25	平成31年2月1日以降6.75mを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならないとされました。 「高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な所において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のもを用いて行う作業に係る業務」に就く者にも特別教育の受講が義務付けられました。	別紙講習日程表をご確認下さい。	・作業に関する知識 ・フルハーネスに関する知識 ・労働災害ノ防止に関する知識 ・関係法令 ・フルハーネスの装着方法	1.特別教育申込書 2.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等いずれかのコピー	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	久留米労働基準協会へご振込み下さい。	筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709 久留米労働基準協会												
			非会員	10,010	990	11,000				・作業に関する知識 ・フルハーネスに関する知識 ・労働災害ノ防止に関する知識 ・関係法令 ・フルハーネスの装着方法																
	クレーン運転の業務特別教育	2日間	会 員	10,195	1,705	11,900	9：00～17：15 8：50～17：00	吊り上げ荷重が5トン未満で、床上で運転し、かつこれを運転するものが荷の移動と共に移動する方式のクレーン 跨線テルハで吊り上げ荷重が5トン以上のもの		・クレーン等に関する知識 ・原動機及び電気に関する知識 ・クレーン運転の力学に関する知識 ・関係法令 ・クレーン運転の実技																
			非会員	12,995	1,705	14,700				・作業に関する知識 ・フルハーネスに関する知識 ・労働災害ノ防止に関する知識 ・関係法令 ・フルハーネスの装着方法																
	アーク溶接等の業務に係る特別教育 (学科のみ)	2日間	会 員	8,790	1,210	10,000	8：50～17：15 8：50～14：10	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断の業務 2日間の学科教育のみです。 (実技は「安衛則」各事業場の取得者より溶接装置及び作業方法の教育が10時間以上必要です。)		・アーク溶接に関する知識 ・アーク溶接装置に関する基礎知識 ・作業の方法に関する知識 ・関係法令 ・アーク溶接等の実技 ・半自動溶接等の実技																
			非会員	11,490	1,210	12,700				・アーク溶接に関する知識 ・アーク溶接装置に関する基礎知識 ・作業の方法に関する知識 ・関係法令 ・アーク溶接等の実技 ・半自動溶接等の実技																
	アーク溶接等の業務に係る特別教育 (実技あり)	3日間	会 員	15,790	1,210	17,000	9：00～17：15 8：50～17：10 8：50～17：10	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断の業務 半自動溶接機を用いて金属の溶接を行う。 3日間の実技10時間を含めた教育です。		・リスクアセスメントとは(必要性、手法他) ・労働安全衛生マネジメントシステム ・リスクアセスメント実践 ・KYTの必要性(事例含む) ・基礎4R手法他 ・指差唱和と呼称、タッチアンドコール ・KYT実践																
			非会員	18,590	1,210	19,800				・リスクアセスメントとは(必要性、手法他) ・労働安全衛生マネジメントシステム ・リスクアセスメント実践 ・KYTの必要性(事例含む) ・基礎4R手法他 ・指差唱和と呼称、タッチアンドコール ・KYT実践																
	リスクアセスメント(RA)・危険予知(KYT) 研修	1日間	会 員	6,950	550	7,500	9：00～16：30	職場ゼロ災に向けての安全人間づくり。 「危険を予知して安全衛生の先取活動」手法等の教育訓練 未然防止のためには、リスクアセスメントと危険予知活動、それらに基づく具体的な労働災害防止対策の実施等に積極的、かつ、組織的(労働安全衛生、マネジメントシステム)に取り組むことが大切です。 事業場で実践されている方及びこれから始められる方々の基本教育		・粉じん発散防止及び作業場の換気の方法 ・作業場の管理 ・呼吸用保護具の使用の方法 ・粉じんに係る疾病及び健康管理 ・関係法令																
			非会員	9,450	550	10,000				・粉じん発散防止及び作業場の換気の方法 ・作業場の管理 ・呼吸用保護具の使用の方法 ・粉じんに係る疾病及び健康管理 ・関係法令																
特定粉じん作業特別教育	1日間	会 員	6,520	880	7,400	9：00～15：00	粉じん作業に従事する労働者 (粉じん障害防止規則第22条)	・テールゲートリフターに関する知識 ・テールゲートリフターによる作業に関する知識 ・関係法令																		
		非会員	9,020	880	9,900			・作業方法、労働者の配置 ・指導又は監督の方法 ・設備、作業場の保守管理 ・異常時等の措置 ・労働災害防止活動 ・リスクアセスメント ・OSHMS 他																		
テールゲートリフターの操作に係る特別教育(学科)	1日間	会 員	6,010	990	7,000	8：40～13：00	令和5年3月28日に労働安全衛生規則の一部が改正され公布されました。 令和6年2月1日より特別教育を受けた者しか作業できません。 車両の最大積載量に関わらずテールゲートリフターを使用して荷を積み下ろす作業をされる方は、特別教育が必要です。	・職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。 ・グループ演習																		
		非会員	8,510	990	9,500			・職長として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。 ・グループ演習																		
職長教育	職長教育	2日間	会 員	9,920	880	10,800	8：55～17：25 8：50～15：05	労働安全衛生法第60条 職長並びに労働者を直接指導監督する者の法的教育 この教育を修了していない者は、職長業務、直接指導監督不可	別紙講習日程表をご確認下さい。	・作業方法、労働者の配置 ・指導又は監督の方法 ・設備、作業場の保守管理 ・異常時等の措置 ・労働災害防止活動 ・リスクアセスメント ・OSHMS 他	1.特別教育申込書 2.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等いずれかのコピー	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	久留米労働基準協会へご振込み下さい。	筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709 久留米労働基準協会												
			非会員	12,820	880	13,700																				
	職長・安全衛生責任者教育	2日間	会 員	10,950	1,650	12,600	8：55～17：25 8：50～17：15	労働安全衛生法第60条 職長並びに労働者を直接指導監督する者の法的教育 この教育を修了していない者は、職長業務、直接指導監督不可							別紙講習日程表をご確認下さい。	・作業方法、労働者の配置 ・指導又は監督の方法 ・設備、作業場の保守管理 ・異常時等の措置 ・労働災害防止活動 ・リスクアセスメント ・OSHMS 他	1.特別教育申込書 2.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等いずれかのコピー	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	久留米労働基準協会へご振込み下さい。	筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709 久留米労働基準協会						
			非会員	13,850	1,650	15,500																				
	職長能力向上教育	1日間	会 員	8,510	990	9,500	9：00～16：25	厚生労働省より令和2年3月31日付けで、職長教育を修了した職長に対して、定期(おおむね5年毎)及び機械設備等が大幅に変更されたとき、職長能力向上教育を実施することが示されています。													別紙講習日程表をご確認下さい。	・作業方法、労働者の配置 ・指導又は監督の方法 ・設備、作業場の保守管理 ・異常時等の措置 ・労働災害防止活動 ・リスクアセスメント ・OSHMS 他	1.特別教育申込書 2.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等いずれかのコピー	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	久留米労働基準協会へご振込み下さい。	筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709 久留米労働基準協会
			非会員	11,010	990	12,000																				
職長能力向上教育	1日間	会 員	8,510	990	9,500	9：00～16：25	厚生労働省より令和2年3月31日付けで、職長教育を修了した職長に対して、定期(おおむね5年毎)及び機械設備等が大幅に変更されたとき、職長能力向上教育を実施することが示されています。	別紙講習日程表をご確認下さい。	・作業方法、労働者の配置 ・指導又は監督の方法 ・設備、作業場の保守管理 ・異常時等の措置 ・労働災害防止活動 ・リスクアセスメント ・OSHMS 他	1.特別教育申込書 2.記載事項確認書類 自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、6ヶ月以内の住民票等いずれかのコピー	必要書類をそろえて、久留米労働基準協会へ郵送又はご持参下さい。	久留米労働基準協会へご振込み下さい。	筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709 久留米労働基準協会													
		非会員	11,010	990	12,000																					

注) テキスト代は、令和5年12月現在の価格です。出版元の改訂等で料金は変更となる場合があります。

お問い合わせ・お申込み先

久留米労働基準協会 ☎830-0021 久留米市篠山町6-381-1
TEL：0942-34-5531, FAX：0942-35-2602
Email：k-rouki@galaxy.ocn.ne.jp

(注1) 台風、大雪等により講習を実施することが困難な場合は、講習を中止又は延期いたします。
(注2) 既納の受講料は、原則返金いたしませんので、代替者の受講又は次回日程へ振替をお願いします。
(注3) 定員は、全て40名です。
※申込詳細については、別紙「特別教育等の申込について」を参照願います。